

様式第2号（第7条関係）

処分基準整理票

処分の内容	びゃくしん類の調査及び評価		
根拠法令 及び条項	蓮田市なし赤星病防止条例 第12条第1項及び第2項		
処分基準	☒ 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） ☐ 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 ☒ する ☐ しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） （立入調査等） 第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、調査及び評価を行うときは、規制区域内の他人の占有する土地に立ち入り、びゃくしん類（既存のびゃくしん類を含む。）の調査及び評価をさせることができる。 2 前項の規定により立入調査等を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から提示の請求があったときは、これを提示しなければならない。		
	【その他の基準となる法令、通知等】 ○蓮田市なし赤星病防止条例施行規則 （証明書） 第5条 条例第12条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第3号）とする。		
処分基準 設定年月日	令和6年2月5日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部 産業振興課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。